

古文書倶楽部

【発行】
秋田県公文書館
2016.7
第72号

あやしげな史料たち

併設の秋田県立図書館に「南朝補任」という史料があります。「南朝公卿補任」の名で流布しているものと同一です（以下、史料名は「南朝公卿補任」に統一します）。

「南朝公卿補任」は南朝で書き継がれたかのようにです。しかし長慶天皇の在位を認めず、寛成親王（長慶天皇）と熙成親王（後龜山天皇）を同一人物としていますから、これらの説が登場した江戸時代成立です。新葉和歌集・北朝の公卿補任等の確実な史料、そして想像を相当交えたもので、塙保己一「南朝公卿補任考」以下が指摘するように内容は採用できません。

しかし本居宣長は「玉勝間」で絶賛し、写本を伝えています。また尾崎雅嘉も何の疑いも持たずに「群書一覽」でとりあげています。さらに「大日本野史」を著した飯田忠彦の編といわれる「系図纂要」も参照しています。このように著名な国学者たちはだまされています。県立図書館本は天保四年（一八三三）書写ですが、真書と違って写したのでしょうか。今日においても信頼できる史料として取り扱おうとする研究

者がまだいます。

偽作か否かで議論のあるものがあります。源義経はモンゴルに渡ってチンギスハンになったという話があります。もちろん史実ではありません。一七世紀の偽作者沢田源内が創作したという説があります。

沢田と同じ頃、佐竹家中にも根田俊与という偽作者がいました。根田は古四王神社縁起、赤神社縁起等を偽作しています。当館には根田が関わった赤神社縁起の一写本を所蔵しています（「赤神大権現縁起」A一七五―一七）。

沢田を擁護する研究者がおりますように、根田を弁護する学者がおります。そして根田の史料捏造の証を誤りにすぎないと主張します。

全国レベルで偽書か真書かが争われている事例として、「東日流外三郡誌」があります。青森県の市浦村史がはじめて紹介しましたが、村史編纂者豊島勝蔵に史料を提供した和田喜八郎が偽作したといわれています。しかし公的刊行物の村史が無批判に掲載し、古代史家古田武彦等が真書と主張しているため、真偽をめぐる争いがあります。秋田県内でも和田が所蔵する史料を採用した自治体史があります。

仮に真書としましょう。民俗学・国文学では何らかの画期的な意義があるのかもしれない。歴史学では、一八世紀末期にこんな話があ

八月二十七日（土）から、平成二八年度公文書館企画展示「公文書で見る秋田の石油開発」が始まります。会場は二階特別展示室です。どうぞご来場ください！

ったという程度のものでしかありません。三春藩の史料調査の成果といえますが、古代中世史像を一変させるような価値はありません。

公的刊行物が偽書を真書として紹介したケースとして、東京大学史料編纂所所蔵「南朝伺候略伝」があります。実在が確認できる人物の官歴はことごとく間違っており、作者の想像のみでつくられているようです。

「南朝伺候略伝」に葉室光久が南朝から秋田城介に補任された等の記事があり、山形県史・秋田県史・本荘市史・秋田市史・能代市史等で引用されています。ここでは光久を、建武政権下で出羽守・秋田城介であった光頭の子としています。しかし光久は、「南朝伺候略伝」以外の史料にみえませので、実在が疑わしく、内容も信頼できません。

同様のケースとして、比内郡関係文書があります。現在の大館北秋田地方は、中世では陸奥国比内郡でした。

比内郡は奥州藤原氏の郎党河田次郎領だったようで、文治五年（一一八九）、河田は源頼朝に敗れて蝦夷地に逃れようとした藤原泰衡の首を頼朝に差し出します。比内郡の初見は、この史実を述べた史料です。同じ年の暮、出羽国では、大河兼任が自分をはじめ主人の敵を討つと称して頼朝に反抗、いわゆる大河兼任の乱を

起こしています。

戦国期の比内郡は浅利氏領でしたが、安東氏に敗れ、安東領になります。それを豊臣秀吉は認め、比内郡を出羽国秋田郡の一部とし、現在に至っています。

比内郡と同じような運命をたどったのが、依上です。依上は陸奥国白河郡内でしたが、常陸国を本拠とする佐竹氏領となり、秀吉が常陸国久慈郡の一部とし、現在は茨城県です。佐竹氏は国境を変更した地域に縁があるようです。

比内郡内には、安東氏の勢力がおりました。その一人が嘉成氏といわれています。嘉成氏の発給文書が秋田藩家蔵文書三二（A二八〇―六九―三二）の奈良岡家伝来文書にあります。全文の翻刻は秋田県史以下にありますので、ここでは書き止めの部分の写真のみを掲げます。

二つの文書は嘉成重盛が奈良岡惣五郎に充てたものですが、書き止めに比較しますと、本当に同じ人物に充てたのだろうかという疑問が生じます。なぜなら秋田県史以下は二つの文書を同じ年としますが、一方は「恐惶謹言」と丁寧であるのに、もう一つは「也」とぞんざいですが、両方の「殿」をみますと後者が楷書に近いのがすっきりしないからです。

第72号の文書は、差し出す側と受け取る側の身分関係を反映しています。ですから厚札から薄札、あるいはその逆になるものです。また書き止めが「也」ならば、「殿」ではなく、「との」と仮名書きになるのが自然であるように思われます。古文書倶楽部

「也」の「殿」の方が「恐惶謹言」よりも丁寧



であるのは、奇妙です。

秋田藩家蔵文書三二には奈良岡家伝来史料の写がこの他にもありますが、疑問が多いのです。たとえば天正一七年（一五八九）七月朔日付豊臣秀吉判物は九戸政実の乱に関わる内容で、蒲生氏郷の派遣が記されています。しかし政実の乱が起こり、蒲生氏郷等が派遣されるのはその翌々年です。ですから秀吉判物は、偽文書といえます。

秋田県史が指摘するように写真の史料に記されている内容、重盛が南部方の萱森判官を破ったのは、天正一八年（一五九〇）といわれている



ます。とすれば秀吉判物同様の誤りがあるといえます。

このようにみてゆくと、秋田藩家蔵文書三二に収録されている奈良岡家の文書は信頼しがたいと考えられます。嘉成氏発給文書も疑わしい文書でしょう。たださえない秋田地方の中世史料が減るわけです。

嘉成氏発給文書は、写での判断です。真偽の問題は、最終的には奈良岡家伝来文書の原本に委ねた方がよいとした方が奈良岡家伝来文書の発見をうながすにはよいでしょう。